

改正

平成23年4月1日

平成25年4月1日

平成29年4月1日

令和3年2月25日

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産に事業者等の広告を掲載するための制度を設けることにより、町の新たな財源を確保することを目的とする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告媒体として活用する町の資産は、町のホームページその他の広告媒体として活用できる資産とする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

(掲載の優先順位)

第5条 掲載の優先順位については、次に掲げる順序に従う。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人その他これに類するものに係る広告
- (2) 公共的性格を有する事業者等に係る広告
- (3) 前号の規定に該当しない事業者等で、町内に事業所等を有するものに係る広告
- (4) 第2号の規定に該当しない事業者等で、町内に事業所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告媒体に掲載する広告として適当であると認めるもの

2 前項において、同一の順位で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。

3 前項の方法においても決定できない場合には、抽選により決定する。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、掲載料等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、町長が定める。

(広告審査委員会)

第7条 広告の掲載の可否を審査するため、寒川町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は企画部長を、委員は、広報戦略課長、財政課長、財産管理課長、町民安全課長、学び推進課長及び産業振興課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 審査会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課等の長（寒川町職員の職の設置等に関する規則（昭和46年4月1日規則第8号）第3条第3項に規定する課長及び規則第3条第4項に規定する所長、規則第5条第1項に規定する館長及び所長をいう。）を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、企画部財政課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。